

## コラム 認定住宅を取得等した場合の特例

**長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅<sup>(注1)</sup>、及び都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定低炭素住宅<sup>(注2)</sup> (以下、この2つをまとめて「認定住宅」といいます) について、一定の要件を満たす認定住宅を新築・取得した場合には、下記の制度の適用が受けられます。**

(注1) 「認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。地震や腐食に強いこと、居住者の使い勝手に合わせて改築しやすいことなどの条件を満たし、世代を超えて利用できるものと地方公共団体が認定した住宅をいいます。

(注2) 「認定低炭素住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に規定する省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が10%以上低く、かつ省エネ基準では考慮されない節水対策やヒートアイランド対策などの低炭素化に資する措置のうち、一定以上を講じている住宅のことをいいます。

### (1) 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

日本に居住する者が、借入金で認定住宅を新築、または新築後使用されていない認定住宅を取得して平成21年6月4日(認定低炭素住宅は平成24年12月4日)から令和3年12月31日までにその者の居住の用に供した場合に、一定の要件を満たしている場合には、年末の借入金残高に下記の割合を乗じた額が所得税額から控除できます。

なお、この制度は54ページから58ページの住宅ローン控除制度とは選択適用になります。

居住年	年末借入金残高上限	控除期間・控除率	最高控除額(10年分合計)
平成21年	5,000万円	1～10年目まで1.2%	600万円
平成22年			
平成23年			
平成24年	4,000万円	1～10年目まで1%	400万円
平成25年 ～平成26年3月			300万円
平成26年4月 ～令和3年12月	5,000万円		500万円

(注1) その年分の所得税額から控除しきれない、住宅ローン控除額は55ページに準じてその翌年度分の住民税額から控除されます。

(注2) 平成26年4月から令和3年12月までの欄の金額は、認定住宅の住宅に係る消費税等の税率が8%または10%以外である場合には、平成26年3月31日までの控除額が適用され3,000万円が限度額となります。

令和元年10月～令和2年12月 <sup>*1</sup> までに居住し、住宅取得等に係る消費税率が10%の場合		
最初の10年間 (1～10年目)	①年末借入金残高(5,000万円を限度)×1%	= 最大控除額500万円(10年分合計) 最大年間控除額50万円
3年延長部分 (11～13年目)	②建物購入価格 <sup>*2</sup> (5,000万円を限度)×2%	= 最大控除額100万円(3年分合計) 最大年間控除額約33万円
	①または②のいずれか少ない方の金額	

\*1: 令和3年中の居住開始分は現行と同じ。

\*2: 建物購入価格は「住宅取得等の対価の額または費用の額」からその額に含まれる消費税額を控除した金額(補助金または住宅取得等資金贈与の非課税特例適用額は控除しない。併用住宅は自己の居住用部分の床面積割合で計算)。

(2) 認定住宅を新築等した場合の所得税の特別控除

日本に居住する者が、認定住宅を新築または新築後使用されていない認定住宅を取得して平成21年6月4日（認定低炭素住宅は平成26年4月1日以降居住）から令和3年12月31日までにその者の居住の用に供した場合に、一定の要件を満たしている場合には、その認定住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額\*の10%相当額が、その年分の所得税額から控除できます。

※「標準的な性能強化費用相当額」とは、認定住宅の構造の区分ごとに、認定住宅の認定に係る耐久性、耐震性、省エネ性能などの項目ごとに、その基準に適合するために必要となる標準的な費用を基に定められた金額に、その認定住宅の床面積を乗じて計算した金額。

具体的な控除限度額は、次表の通りです。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
平成21年6月 ～平成23年12月	認定長期優良住宅	1,000万円	10%	100万円
平成24年1月 ～平成26年3月		500万円		50万円
平成26年4月 ～令和3年12月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円		65万円

(注) 平成26年4月から令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額は500万円、控除限度額は50万円となります。

なお、その年分の所得税額から控除しきれない金額がある時は、翌年分の所得税額から控除することができます。また、この制度は54ページから58ページおよび(1)の住宅ローン控除制度とは選択適用になります。

(3) 登録免許税

個人が自己の居住用の認定住宅を新築または新築後使用されていない、一定の要件を満たす認定住宅を取得して、令和4年3月31日までに登記した場合の登録免許税は、下記の税率で計算した額となります。

登記の種類	税率 ( )内は本則の税率
所有権保存登記	$\frac{1}{1,000} \left[ \frac{4}{1,000} \right]$
所有権移転登記	$\frac{1^{(注)}}{1,000} \left[ \frac{20}{1,000} \right]$

(注) 一戸建ての認定住宅については、 $\frac{2}{1,000}$ になります。

(4) 不動産取得税

平成21年6月4日から令和4年3月31日までに新築された認定長期優良住宅を新築または取得した場合、建物に係る不動産取得税について、課税標準から1,300万円が控除できます。

(5) 固定資産税

平成21年6月4日から令和4年3月31日までに新築された認定長期優良住宅の建物に係る固定資産税額は、居住用部分のうち120㎡以下の部分に相当する税額が5年間（3階建て以上の耐火・準耐火建築物の場合は7年間）、2分の1に減額できます。